**（案）**

資料２

**指定基準（手続条例第4条第1項第1号、2号、4号）とその運用**

■下記の表は、「大阪府地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例」第４条第1項に規定する指定基準のうち、「特定非営利活動促進法」第45条の認定の基準に定めのない『事務所要件』（第1号）、『情報発信要件』（第2号）、及び『協働要件』（第4号）の運用に関して、条文中の言葉の定義、解説及び例示をまとめたものである。

■この指定基準の運用については、ＮＰＯ法人からの申出に基づき、大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会において、当該ＮＰＯ法人が指定基準に適合するか否かを審議する際の基準とする。

■表中に記載のない例示については、「地方税法第37条の2第1項第4号」及び「大阪府府民協働促進指針」の趣旨（※）を踏まえ個々の案件ごとに審査する。

■この指定基準の運用は、「指定ＮＰＯ法人制度の手引」に掲載のうえ、大阪府から公表する。

※大阪府では、多くの府民の寄附を通じてNPO法人の活動が活性化し、行政や地域の自治会などとの協働による取組みによって、地域課題の解決を図ろうとする「共助社会」の実現を目指している。

（「大阪府府民協働促進指針」平成26年1月策定。）

| **条　例** | **定　義** | **解説・例示** |
| --- | --- | --- |
| **【事務所要件】****地域に密着した活動や地域貢献を重視する観点から、大阪府内に事務所を設けていることを要件とする。《答申抜粋》** |
| **第4条第１項第１号**府内に事務所を有すること | ○「府内に事務所を有する」とは、申出を行った法人が、府内に事務所を有することをいう。 | ○事務所は主たる、従たるを問わない。○他府県内に主たる事務所があり、府内にその他の事務所を設けている場合も可。 |
| **【情報発信要件】****他団体等との協働を進め、府民からの寄附やボランティアを募るためには、法人自らが法人活動について、積極的かつ適切に情報を発信し、更新していることが必要である。なお、法人の情報が一般府民に広く公開され、府民が入手しやすい状況に置かれているならば、情報発信の方法については限定しない。《答申抜粋》** |
| **同条同項第２号**　イ　電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、不特定かつ多数のものが当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る情報の提供を受けることができる状態に置いていること。ロ　会報その他これに類する印刷物（当該法人の特定非営利活動に係る情報が記載されているものに限る。）を継続的に発行し、及びこれを会員外の府民等に配布し、又は閲覧させていること。 | ○「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」とは、インターネットを利用したホームページの開設などをいう。○「不特定かつ多数のものが当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る情報の提供を受けることができる状態」とは、ホームページなどで、誰もが法人活動に係る情報を閲覧できる状態をいう。○「会報その他これに類する印刷物」とは、法人の定款に記載された目的・事業に適合した活動が掲載された法人が発行する印刷物をいう。○「継続的に発行」とは、法人の事業活動に応じて、継続して発行していることをいう。○「会員外の府民等に配布し、又は閲覧させていること」とは、会員以外の府民に会報誌等を送付している、又は、府民が閲覧できる場所に配架している状態をいう。 | ○法人の定款に記載された目的・事業に適合した活動を、ホームページなどで適時・適切に、積極的に情報発信し、その情報を更新していることが必要。○更新は、常に最新の情報を掲載していることが必要。ただし、法人の活動に応じて更新していれば、年間の更新回数は問わない。○ホームページの閲覧等の利用が会員限定である場合は、不可。**【情報発信する内容の例示】**・開催済みのイベントやセミナーの内容、参加者数などの実施状況。・現在実施している活動の状況など。・今後開催するイベントやセミナーの予告や参加者募集など。○会報誌の内容は、法人の事業活動について、府民の理解を促進するものとなっていることが必要。○会報誌の名称は問わない。例えば、「会報紙」、「活動案内」などでも可。○年間の発行部数や回数は問わない。○会報誌の配布は、不特定多数の府民を対象としていることが必要であり、例えば、ＮＰＯ法人の会員限定である場合は、不可。**【配架場所の例示】**大阪府内に立地する、・学校・病院・図書館・市民活動センター・市民会館・子育て支援センター　・駅等の公共交通機関　など |
| **【協働要件】****「大阪府府民協働促進指針（平成26年1月策定）」の趣旨を踏まえ、同指針で示された共助社会を目指すために重要とされる「協働」を要件とする。《答申抜粋》** |
| **同条同項第４号**法人その他の団体と連携し、及び協働して、地域の課題の解決に資する特定非営利活動に係る事業を府内で現に行っており、かつ、その事業の継続が見込まれること | ○「法人その他の団体」とは、国や府、市町村などの行政、学校や病院、企業などの法人格を有する団体のほか、自治会やボランティアグループなどの任意団体をいう。○「連携し、及び協働して」とは、それぞれの団体が共通の目的を持って、その目的を達成するため、対等な関係で、互いの特性を発揮して、課題解決に向けて協力して事業を実施していることをいう。○「事業の継続が見込まれること」とは、地域課題の解決に向けて実施している事業が一過性のものではなく、将来的にも実施される見込みがあることをいう。 | ○「法人その他の団体」には、「個人」は含まない。○「連携し、及び協働」には、以下の内容を含む。・国や府、市町村等からの委託事業・府、市町村等公の施設の指定管理者・企業などから補助金や物品等の支援を得て実施している事業　＊企業などから補助金や物品等の支援を得ている場合、その支援の目的がＮＰＯ法人の支援やボランティアの育成等ではなく、なんらかの地域課題の解決を目的としていることが必要。○「事業の継続が見込まれる期間」は、少なくとも5年間とする。○継続的に特定非営利活動を行うために必要な財政基盤を有していることが必要。 |
| 【備考】* 《答申》
* 地方税法第37条の2第１項第4号に掲げる寄附金の控除対象について相応しい特定非営利活動法人
* の指定基準について
* （平成26年11月11日　大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会）
 |